

# 児童と青年の「言論の自由」の概念

長谷川 真里<sup>1</sup>

児童と青年の「言論の自由」の概念を探るために、研究1では、小4生、小6生、中2生、大学生を対象に、抽象的理解とスピーチ大会場面における制限判断、および両者の関連について調べた。抽象的には小4生でも大部分の者が、「言論の自由」を大切であると考え、特徴を理解していた。制限判断では、従来検討されていなかった判断材料として、自由と抵触する問題の領域と、受け手(聴衆の属性)を用意し、先行研究において整理されていなかった2種類の判断(「行為の制限」と「法による制限」)について検討した。その結果、領域を考慮して制限判断がされ、スピーチ内容が道徳以外の領域に属するとき、小学生から中学生にかけて自由を支持する程度に差が生じた。聴衆の属性は考慮されなかった。また、小4生、小6生、中2生は、2種類の制限判断を区別して判断しなかった。そして、学年、「言論の自由」の意義づけの質、および自由を制限する法があっても話してよいかどうかについての判断の差が、制限判断に関係した。研究2では、小学生から中学生にかけて、制限判断において学年差が生じることを確認した。これらの結果を基に、「言論の自由」の概念の発達を支える要因について議論した。

キーワード：人権、言論の自由、道徳、児童、青年

## 問 題

援助交際は自己決定権の1つとして認めるべきか、あるいは未成年被疑者の実名報道や傍受法案の是非についてなど、現代の日本において人権の制限に関して多くの議論がある。人権とは、「人間が人間として生まれながらに持つ基本的な権利(中川, 1998)」であり、幸福追求権、言論の自由、宗教の自由などが含まれる。そして現代社会の諸問題を解く最も重要なキーワードであると指摘されている(中川, 1998)。人権は必ずしも常に絶対的で例外を持たないわけではなく、状況によっては、他の権利との関係で、またなんらかのより重要な価値との関係で制約されたり例外を持ったりする、という一応性(prima facie)と呼ばれる特徴も持つ(深田, 1990)。この一応性が、「どこまで人権を認めるべきか」という問題に対して議論を生むと考えられる。

人権に関する心理学的調査は少ない。しかし、近年は積極的に人権教育が推進され、発達段階に応じた適切な内容の検討が望まれている。よって、子どもの人権概念やその発達を支える要因についての究明が必要とされている。なお、本研究は、人権の中で、最も基本的で、民主主義を担保するものとして必要不可欠である「言論の自由」に絞って調査を行った。

70、80年代に行われた権利概念に関する研究は、その大部分がPiagetとKohlbergが提唱した道徳性

発達の「普遍的発達段階理論」に基づいている。Kohlberg(1981)は権利概念の発達を、複雑なジレンマ課題の調査を通して得られたデータから6段階のシークエンスとして記述した。Melton(1980)は3段階の権利概念の発達水準を提唱し、真の人権理解はレベル3に達するまで可能にならないと仮定した。権利についての抽象的思考は中期、後期青年期までめったに見られない、ということは、発達的研究において繰り返し見出される知見であった(e.g., Gallatin & Adelson, 1971)。

しかし、普遍的発達段階理論に基づく権利概念の研究は、次の問題点を持つ。第1に、この理論は道徳性発達をグローバルなものとして想定し、人権もその中に組み込まれている。しかし、人権に焦点づけて研究することにより、より細かな発達の様相が判明する可能性がある。第2に、要因が整理されていない複雑な仮説的場面での調査においては、年少者の持つ人権概念を過小評価している可能性がある。第3に、権利の種類を考慮して検討していない。第4に、Dworkin(1977/1986)が指摘するように、権利には抽象的権利と具体的権利があるが、従来の研究は、両者の区別をしていない。

Helwig(1995, 1997, 1998)は、人権に焦点をあて、その中でも「言論の自由」と「宗教の自由」に絞って調査を行った。また、権利についての抽象的な理解と、具体的場面での判断を区別して調査を行った。前者は、抽象的な質問や典型的な場面(自由が他の価値や権威と葛

<sup>1</sup> お茶の水女子大学人間文化研究科 marih@aa.mbn.or.jp

藤しない場面)を提示して調査を行った。後者は、他の価値や権威と葛藤する場面を提示し、自由を認めるかどうかを判断させた。具体的な場面では、葛藤場面に関する変数を整理し、年少者にも理解しやすくしている。彼の一連の研究から、従来指摘されていた年齢よりも幼い時期に、人権に対して理解を示すことが示唆された。つまり、年少者でも、抽象的には、人権の特徴を理解し、また単純な場面では自由を支持した。高校生は、抽象的理解、具体的な場面での判断のどちらも、大学生と異ならなかった。しかし、先行研究は以下の点においてまだ不十分であると考えられる。

第1に、自由<sup>2</sup>の制限の基準という視点から研究を見てみると、検討が不十分である。

前述のとおり、人権には一応性という特徴があり制限されることもある。よって、自由を支持するのかしないのかという問題の視点だけではなく、どのような基準で支持するのか、その基準に発達差はあるのか、ということについて研究が求められる。

Helwig(1995)は、自由の行使が道徳的問題と抵触するような場面を提示し、自由の制限についての判断を検討した。人権制限を正当化する事由のうち最も重要なものは他者加害防止である(内野, 1997)という法学における想定にも見られるように、道徳的問題と抵触する場合は、自由が制限されることもあるだろう。しかし、私たちの行動や判断を規定する価値観やルールは、道徳的ルールだけではない。Turielらによると、社会的知識は複数の領域に分かれる(首藤, 1992; Smetana, 1993/1995; Turiel, 1998)。多くの実証研究により、年少者でも領域を区別して概念化していることが示されている。代表的なものとして、道徳、慣習、自己管理、個人の領域が想定されている。道徳は正義の概念を基礎に構成された概念領域であり、他者の福祉、信頼、公平に関係した行為が含まれる。慣習は、社会システムの概念に基づいて構成される領域であり、礼儀作法、所属集団のきまりなど、社会集団に参加している成員間の関係を調整する、行動上の同一性に関係した行為が含まれる。個人領域の行為は、趣味、友人の選択など、自己の統制下に置かれる行為である。自己管理領域の行為は、安全、自己への危害、快適さと健康に関係した行為である。

<sup>2</sup> 人権として保障されるものは、自由のみならず免除や利益も含まれる(「リストメント」による人権の定義参照; 藤田, 1994)。しかし、人権として最も基本的なものは自由である。よって、本研究において自由の制限の点から人権概念を検討することは妥当であると考える。本論文において「自由」は、「人権として保障される自由」という意味で用いる。

木下(1993)は、子どもは「よいこと」であるならば個人的な問題でも集団による統制を認めることを見出した。つまり、本来人権に従属する価値観であるはずの慣習や自己管理的なルールであっても、年少者は自由を制限する判断をするかもしれない。また、自由と葛藤する問題がどの領域に属するかということによって、判断の発達の様相が異なるかもしれない。しかし、葛藤する問題の領域が判断材料となるのかどうか、その判断に発達差はあるのか、という点は不明のままである。

また、ある行為が周りにどのように影響するのかということが制限判断の材料となるかどうかについては検討されていない。現実には、例えば、表現の自由において、その受け手の属性(特に年齢)は、自由を制限するかどうかについての判断において重要な判断材料の1つである。

以上から、判断基準における、基準の根幹に関わる重要な問題がまだ検証されていないと考える。

第2に、質問の形式についての問題である。自由の制限は、個人間で問題になるときもあるし、国家(公)と個人の問題であるときもある。つまり、自由に関する質問は、「行為自体の制限判断(してよいか、してはいけないか)」と「法による制限判断(法律で禁止してよいか、禁止してはいけないか)」が考えられる。両者は性格が異なり(Dworkin, 1977/1986), 前者は「べき判断」、後者は権威による強制力を持った自由の規制についての判断である。しかし、先行研究では、どちらか一方の判断を求めるか、両者を区別せずに使用しており、整理されていない。よって、2種類の判断を整理して提示し、両者をどのように区別して判断するかということの検討が必要である。

第3に、従来の研究の大部分は、記述データに終わり、自由についての判断になぜ差が生じるのかは十分にわかっていない。Helwigの研究では、抽象的理解と具体的な場面の判断の全体的な比較をしているのみで、抽象的理解のどのような側面が具体的な場面での判断と関係するのかということはわかっていない。

最後に文化の問題がある。人権概念を生み出し長い歴史を持つ西洋での知見が、人権概念を明治期に輸入した日本にそのまま適用できるとは限らない。我が国独自の調査が必要であると考える。

以上の問題点を踏まえて、本研究では、日本の児童・青年が、「言論の自由」をどのように理解し、具体的な場面で自由の制限に関してどのような判断をするのかについて、発達的に検討することを目的とする。なお、

自由の制限に関する判断の差に関連する要因を検討するために、抽象的理解のどのような側面が具体的場面での判断と関係するのかも検討する。

なお、Helwig (1995, 1997, 1998) から発達の過渡期と考えられる、小学生から中学生にかけての年齢を、調査対象の中心とする。

## 研究 1

研究 1 では、日本の児童と青年が「言論の自由」について、抽象的にどのように理解しているのか、どこまで認められるのかについての判断（制限判断）はどのようになされるのか、および抽象的理解のどのような側面が具体的場面での判断と関係するのか、ということについて検討する。

### 方法

**被験者** 石川県の公立小学校の4年生67名（平均年齢9歳8ヶ月）、6年生70名（平均年齢11歳8ヶ月）、公立中学校の2年生70名（平均年齢13歳8ヶ月）、横浜市の大学生75名（平均年齢20歳5ヶ月）、合計282名である。

**手続き** 質問紙による一斉法。小学生は担任教師、中学生は筆者が全項目を読み上げて実施した。大学生は被験者ペースで回答させた。調査所要時間はおおよそ30分であった。

**調査項目** (1)抽象的質問 「言論の自由」を抽象的にどのように認識しているのかを調べるための項目である（TABLE 1）。Helwig (1995) に基づき作成した。(2)具体的場面での制限判断 判断材料として「スピーチ内容の属する領域」と「受け手（聴衆）の属性」を用意し、「町のスピーチ大会」場面を提示する。領域は、道徳、慣習、自己管理、個人の4つとする。受け手の属性は、「大人」と「子ども」とし、「大人スピーチ大会」

TABLE 1 抽象的質問の内容

**質問 1—1<sup>a)</sup>** 「自分の考えを自由に言うことができる」とは大切なことかどうかについて「とても大切」～「全く大切ではない」の4件法で評定。

**質問 1—2** 質問 1—1 の選択の理由についての自由記述。

**質問 2** 質問 1で答えたことは世界中のどの国でも同じことか、について、「日本だけのことである」と「世界中のどの国でも同じである」の2択。

**質問 3** 人々が自分の考えを自由に話すことを国が法で禁止することは正しいか、について「正しいことである」と「正しくないことである」の2択。

**質問 4** こんなことを話してはいけません、という国がいる（法）があったときに、その話をしたい人は話をしてもいいか、について、「話をしてもよい」と「話をしてもいけない」の2択。

<sup>a)</sup> 質問 1 については、言語能力の大切さを質問していると誤解されることを避けるため、教示者が質問紙を読み上げる際に「自分の考えを言うことができる自由」であると説明した（大学生も同様）。

と「子どもスピーチ大会」という2種類の大会として提示する。8種類のスピーチ内容は、TABLE 2 のとおりであり、4領域に対応している<sup>3)</sup>。それぞれの行為は、各領域の問題の典型的な行為形態として想定されているものを基に、複数の大学院生とともに議論し決定した。なお、スピーチ 8種類は被験者内要因、聴衆の属性は被験者間要因（2クラスを割り当てる）とした。そして、行為の制限については、「スピーチ大会で話してよいかどうか」（話してよい、どちらかというと話してよい、どちらかというと話してはいけない、話してはいけない）、法による制限については、「町のきまりで『大勢の大人（あるいは子ども）の前で○○という話をすること』を禁止してよいかどうか」（禁止してよい、どちらかというと禁止してよい、どちらかというと禁止してはいけない、禁止してはいけない）を4件法で回答させた。

**得点化** (1)抽象的質問 質問 1—1 については、「とても大切」～「全く大切ではない」に4点～1点を与えた。質問 1 の理由づけ（質問 1—2）については、Helwig (1995) を参考にして作成した基準（TABLE 3）に従って

TABLE 2 制限判断で使用されたスピーチ内容

領域	行為	スピーチ内容
道徳	暴力	暴力をすすめる。
	悪口	4丁目の人の悪口。
慣習	裸足歩き	外出時の裸足歩きをすすめる。
	手づかみで食事	給食や食事時の手づかみでの食事をすすめる。
自己管理	歯磨き	歯磨きをサボることをすすめる。
	カップラーメン	毎日カップラーメンを食べることをすすめる。
個人	黄色い服	黄色い服の着用をすすめる。
	映画	面白い映画を紹介する。

TABLE 3 「言論の自由」の意義の分類カテゴリ

自己満足	言論が本人のみの利益につながることの言及 例) 言うとすっとするから。
自己表現	言論を自分の意見が主張できるという点で意義づけているもの。他者との相互的な視点はあまりない。 例) 自由に言えない自分と思っていることを言えない。
コミュニケーション	言論を自他の相互作用の点で意義づけているもの。 例) 気持ちが伝わる。
社会の発展 ・民主主義	社会、集団の視点があり、自由に言うことによって大勢の人や社会に利益がもたらされることの言及。 人権や民主主義についての抽象的な理解。原理の言及。 例) 日本がよくなる。良いことが決まる。 (自由に話せないと) 独裁者出現の恐れ。
その他	上記に含まれない言及。「自由に言うことは大切だから」のような、単純な繰り返しも含む。 例) わからない。
無回答	

<sup>3)</sup> 例えば、「歯磨き」については、「としおもスピーチ大会でしゃべることになりました。としおは、スピーチ大会でつぎのような話をしたいと思っています。『毎日はみがきするのは、とてもめんどうくさいことです。これからは、はみがきするのなんてやめてしまいましょう。』」という文章を、絵とともに提示した。

コード化した。被験者の25%の回答について、独立に評定した2者間の一致率を求めたところ、87.5%であった。(2)具体的場面での制限判断 「行為の制限」については、「話してよい」～「話してはいけない」を4点～1点とした。「法による制限」は、「禁止してよい」～「禁止してはいけない」を1点～4点とした。どちらも、自由を支持するほど得点が高くなるように得点化している。

### 結果と考察

**抽象的理解** 結果は TABLE 4 に示す<sup>4)</sup>。

(1) 「自分の考えを言う自由」は大切か 言論の自由の重要性認識を問うた質問1-1では、「とても大切」「大切」を「大切群」、「大切ではない」「全く大切ではない」を「大切ではない群」とし、被験者の回答を2群に分類した。小4生、小6生、中2生について学年ごとに直接確率検定を行ったところ、すべての学年で、「大切」と答える人が多かった。以上から、小学生でも、大部分の者が言論の自由を大切であると認識していることが示された。

(2) 「自分の考え方を言う自由」の意義 言論の自由の意義理解を問うた質問1-2について、 $\chi^2$ 検定を行ったところ有意であった ( $\chi^2=100.35, df=15, p<.01$ )。残差分析の結果、自己満足を理由にあげる者は、小4生に多く大学生に少ない、自己表現は小6生に多く大学生に少ない、コミュニケーションは中2生に多く、社会の発展・民主主義は大学生に多くそれ以外の学年では

TABLE 4 抽象的質問の回答の人数

(a) 選択式の質問<sup>b)</sup>

	小4	小6	中2	大学生
Q 1 大切群	62	68	66	75
大切ではない群	5	2	4	0
Q 2 日本だけ	11	0	6	2
世界中	56	70	64	73
Q 3 正しい	19	10	4	5
正しくない	48	59	66	70
Q 4 話をしてよい	26	31	34	44
話をしてはいけない	40	38	35	31

<sup>b)</sup> 無回答、複数回答は、分析から除外した。

(b) 「言論の自由」の意義

カテゴリー	小4	小6	中2	大学生
自己満足	14	5	6	2
自己表現	10	21	19	8
コミュニケーション	9	12	25	12
社会の発展 ・民主主義	5	8	9	42
その他	15	12	8	6
無回答	14	12	3	5

<sup>4)</sup> 質問1-1に性差が生じた。性差の生じた学年については、すべて女子がより「言論の自由は大切である」と判断していた。

少なかった。その他と無回答は小4生に多かった(無回答については、中2生が少なかった)。

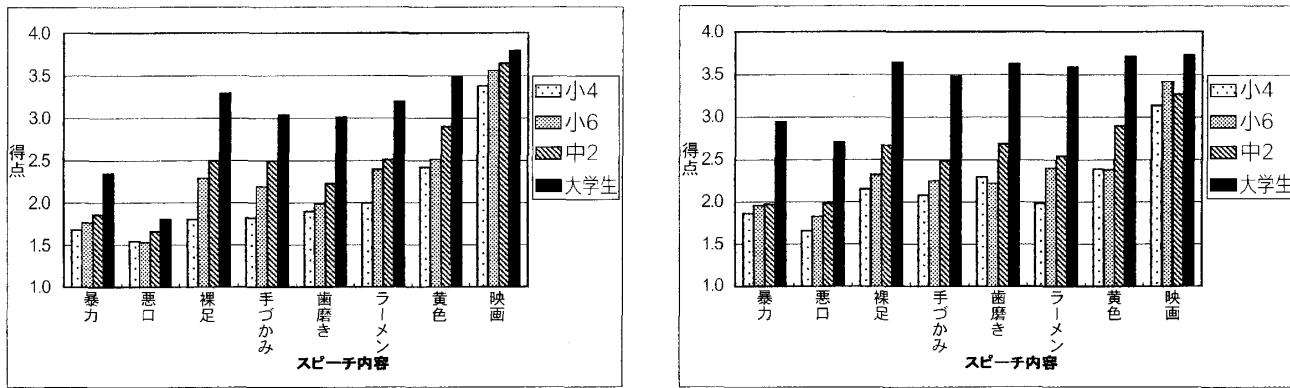
(3) 「自分の考え方を言う自由」が大切であるのは日本だけのことか 言論の自由の普遍性について問うた質問2について、小4生、中2生、大学生について学年ごとに直接確率検定を行ったところ、どの学年も有意に多く、「世界中」を選択していた。逆正弦変換法を用いて学年の比較をしたところ、有意であった ( $\chi^2=20.485, df=3, p<.01$ )。ライアン法による多重比較を行ったところ、小4生は小6生と大学生よりも、また中2生は小6生よりも「日本だけ」を選択するものが多かった ( $p<.05$ )。以上のとおり小学生でも大部分の者が言論の自由の普遍性を認識していることが示された。

(4) 「自分の考え方を言う自由」を国が法で制限することは正しいか 法が制限することの正当性について問うた質問3について、学年ごとに直接確率検定を行ったところ、どの学年でも、「禁止することは正しくない」を有意に多く選択していた。また、 $\chi^2$ 検定を行ったところ、有意であった ( $\chi^2=19.329, df=3, p<.01$ )。残差分析の結果、小4生は「正しい」を有意に多く選択し、中2生と大学生は「正しくない」を有意に多く選択していた。小学生でも大部分の者が言論の自由を制限する法を正しくないと判断するが、その傾向は加齢とともに高まっている。

(5)こんな話をしてはいけませんという国のかぎりがあったとき、その話をしたい人は話をしてもよいかどうか 自由を制限する法との葛藤について問うた質問4について、 $\chi^2$ 検定の結果、有意差はなかった ( $\chi^2=5.663, df=3, n.s.$ )。よって、「話してよい」と考える人数と「話してはいけない」と考える人数については、どの学年でも、差はなかった。この結果は、同様の質問において、法を破ってよいと判断する人数が加齢とともに増えるという先行研究 (Helwig, 1995) の結果と異なる。一方、木下 (1993) の研究では、大学生はいざれの場面でも半数以上が、集団決定された事柄はいやでも従うべきであると考えていた。本研究の結果は、木下の知見と一致するものである。法律あるいはきまりについての考え方の文化差が予想されるが、本研究からは断定することはできない。

**具体的場面での判断** まず、「スピーチ内容の領域」と「聴衆の属性」をどのように考慮して制限判断をするのかを分析する<sup>5)</sup>。

<sup>5)</sup> 分析に先立ち、場面ごとに性差を検討した結果 (マン・ホイットニーのU検定)，ほとんどの場面で性差は生じなかった。研究1の以降の分析において、性差を検討する必要はないと考える。



(a) 「行為の制限」判断

(b) 「法による制限」判断

FIGURE 1 制限判断におけるスピーチ内容ごとの平均得点

8つの場面のそれぞれの得点を従属変数として、学年(4)×聴衆(2)×場面(8)の分散分析を行った。「行為の制限 (FIGURE 1)」については、学年と場面の主効果 ( $F(3,268)=28.54, p<.001$ ;  $F(7,1876)=171.93, p<.001$ )、学年と場面の交互作用 ( $F(21,1876)=4.82, p<.001$ ) が有意であった。Tukey 法を用いて場面ごとに多重比較を行った結果、悪口は学年差なし、暴力、歯磨きは小4 = 小6 = 中2 < 大、裸足は小4 < 小6 = 中2 < 大、手づかみとラーメンと黄色は小4 < 中2 < 大、映画は小4 < 大となつた(=は有意差なし、<, >は有意差あり)。場面を比較したところ、悪口 < 暴力 < 歯磨き・手づかみ・裸足・ラーメン < 黄色 < 映画 (歯磨き = 手づかみ、手づかみ = 裸足、裸足 = ラーメン) となった。「法による制限 (FIGURE 1)」については、学年と場面の主効果 ( $F(3,267)=50.13, p<.001$ ;  $F(7,1869)=82.23, p<.001$ )、学年と場面の交互作用 ( $F(21,1869)=3.904, p<.001$ ) が有意であった。Tukey 法を用いて場面ごとに多重比較を行つたところ、暴力、悪口、手づかみは小4 = 小6 = 中2 < 大、裸足は小4 < 中2 < 大、歯磨きは小6 < 中2 < 大、ラーメンは小4 < 小6 = 中2 < 大、黄色は小4 = 小6 < 中2 < 大、映画は小4 = 中2 < 大となつた。場面を比較したところ、悪口 < 暴力 < 手づかみ = ラーメン、ラーメン = 裸足 = 歯磨き < 黄色 < 映画となつた。

以上のとおり、制限判断においてスピーチ内容の領域が考慮され、道徳的問題を含む2つのスピーチ内容は、どちらも他のスピーチよりも自由が制限された。それ以外の問題であるとき、おおむね小学生から中学生にかけて制限判断に学年差が見られた(行為の制限は歯磨きと映画以外、法による制限は手づかみと映画を除いたすべてが該当した)。聴衆の属性については、制限判断において考慮されなかつた。

道徳的問題が最も制限されたのは法学における想定

と一致するものである。スピーチ内容の属する領域のうち、道徳領域と個人領域において一貫した場面差が見られた。道徳では、暴力よりも悪口、個人では、映画よりも黄色い服で自由が認められなかつた。「暴力をすすめる話」よりも「悪口を言うこと」のほうがより直接的であるため、また「黄色い服の着用をすすめる話」よりも「特定の映画の鑑賞をすすめる話」のほうが現実にありそうな話題であり、より抵抗が少なかつたことも1つの原因と考えられる。聴衆の属性が判断の際に考慮されなかつたのは、人権の制限において葛藤する問題の領域に比べ重要視されないということであろう。現実には、ある内容のときにその受け手の属性が問題になる、というように、副次的な判断材料であるとも考えられる。

次に、自由の制限に関する2種の判断、つまり「行為の制限」判断と「法による制限」判断の関係を分析する。そのため、行為の制限において「話してはいけない」又は「どちらかというと話してはいけない」を選択した者を行為の制限を認めた群として一括し、その中で、法による制限を認めない者(「禁止してはいけない」又は「どちらかというと禁止してはいけない」を選択した者)と法による制限を認める者(「禁止してよい」又は「どちらかというと禁止してよい」を選択した者)の人数を比較する(TABLE 5)。ただし、個人領域のスピーチ内容は、「話してはいけない」又は「どちらかというと話してはいけない」を選択した大学生がほとんどいなかつたので、分析から除外する。各スピーチごとに、 $\chi^2$ 検定を行つたところ、分析した6場面すべてにおいて有意な差が見られた(暴力  $\chi^2=19.16, df=3, p<.01$ ; 悪口  $\chi^2=36.48, df=3, p<.01$ ; 裸足  $\chi^2=12.97, df=3, p<.01$ ; 手づかみ  $\chi^2=23.77, df=3, p<.01$ ; 歯磨き  $\chi^2=26.21, df=3, p<.01$ ; ラーメン  $\chi^2=19.69, df=3, p<.01$ )。残差分析の結果 (TABLE 5) から、全体的

**TABLE 5 「話してはいけない」と判断した人の中での「法による制限」判断<sup>c)</sup> (人数)**

		小4	小6	中2	大学生
暴力	制限許可	43	47	44	23
	制限不可	10	10	10	23
悪口	制限許可	51	51	47	27
	制限不可	8	9	13	34
裸足歩き	制限許可	38	27	21	3
	制限不可	16	11	15	11
手づかみ	制限許可	36	38	32	10
	制限不可	14	5	6	16
歯磨き	制限許可	33	35	22	4
	制限不可	16	13	22	22
ラーメン	制限許可	35	29	28	6
	制限不可	9	12	8	15

c) 太字は、残差分析の結果、有意( $p<.05$ )にあるいは有意傾向( $p<.10$ )で回答が多かった場合を示す。

傾向として、年少者は、行為の制限を認めたことについては法による制限を認め(つまり、話してはいけない、かつ町のきまりで禁止してよい)、年長者は、行為の制限を認めたとしても法による制限を必ずしも認めない(つまり、話してはいけないが、町のきまりで禁止してはいけない)判断をすることが示された。

**抽象的理解と具体的場面での判断の関係** 抽象的理解のどのような側面が制限判断における差を説明するのかということについて検討するために、「行為の制限」と「法による制限」のそれぞれ8場面の平均得点を従属変数とし、学年、性、抽象的質問を独立変数とした重回帰分析を行った(変数選択基準は $\alpha<.20$ )。その結果、「行為の制限」は2変数、「法による制限」は3変数が基準を満たして選択された(TABLE 6)。行為の制限の判断に関係していたのは、学年と質問4(こんな話をしてはいけませんという国々があったとき、その話をしたい人は話をしてもいいかどうか)、法による制限の判断に関係していたのは、学年、「自分の考えを話す自由の意義」と質問4であった。

以上から、自由の制限を認める程度は、言論の自由を大切であると考える量によっては予測されなかったが、どのような意義づけを行っているかということによって予測された。カテゴリの数量の比較から、民主主義の観点から言論の自由を意義づけている者が自由をより支持することが示唆された。

また、自由を制限する法があっても「話してよい」と判断する者がより自由を支持することが示唆された。なお、この結果が「自分の考え方を自由に話すこと」をより強く支持していることによるのか、あるいは法律の理解が成熟していることによるのかは、現時点では不明である。

**TABLE 6 重回帰分析の結果**

(a) 「行為の制限」判断

変 数	標準偏回帰係数	説明率
学年	0.449**	0.215
Q 4	話をしてよい 話してはいけない	0.600]* 0.535]
重相関係数	0.233**	
(b) 「法による制限」判断		
変 数	標準偏回帰係数	説明率
学年	0.488**	0.299
言論の自由の意義		0.034
自己満足	0.086	
自己表現	0.028	
コミュニケーション	0.010*	
社会の発展・民主主義	0.193	
その他	0.122	
Q 4		0.018
話をしてよい 話してはいけない	0.528] 0.434]	* **
重相関係数	0.351**	

\*\* $p<.01$  \* $p<.05$

**問題点** 制限判断において、スピーチ内容が道德以外の領域であるとき、おむね小学生から中学生にかけて学年差が生じることが示された。しかし、この知見から、制限判断そのものに学年差が生じたと結論づけることはできない。なぜなら、次の2つの解釈があり得るからである。第1の解釈は、制限判断の学年差は、単にスピーチの中の行為自体を「してはいけない」と考えている程度を反映するものである、というものである。年少者が年長者よりも自由の制限を認めるのは、スピーチの中の行為を年長者よりも「してはいけない」と考えているためかもしれない。第2の解釈は、スピーチの中の行為をどの領域の問題として概念化しているか、についての学年差が制限判断の学年差となつた、というものである。例えば、歯磨きを年少者は道徳的問題と考え、年長者は個人的問題と考える、というように、領域分類の差が制限判断の差になったのかもしれない。研究2ではこの代替説について検討する。

## 研究 2

研究2では、研究1において示された制限判断における学年差に対する2つの代替説について検討し、制限判断そのものが発達しているかどうかを調べることを目的とする。そのため、スピーチの中の行為をどの程度「してはいけない」と判断するのかということと、行為の領域分類を併せて調査し、制限判断との

関係を検討する。また、制限判断のより詳細なメカニズムを明らかにすることも副次的な目的とし、理由づけの分析も行う。

## 方法

**被験者** 千葉県の公立小学校の4年生31人(平均年齢10歳0ヶ月)と6年生30人(平均年齢11歳11ヶ月)および公立中学校の2年生36人(平均年齢13歳11ヶ月)の97名である。

**手続き** 個人インタビューと質問紙による集団法を併用した。個人インタビューは、事前に十分にトレーニングされた複数の面接者(小学生は5人、中学生は4人)によって同時に行われた。面接の場所は、学校の空き教室が使用された。質問紙は、授業時間中に、筆者とその協力者が各項目を読み上げて実施した。インタビューの実施は、どの学年も、質問紙調査の実施後3日間以内に行われた。調査所要時間は、インタビューは1人につき約10分、質問紙は約20分であった。インタビューはすべてテープ録音された。

## 調査項目

(1)インタビュー 自由の制限に関する判断は、研究1と同様、スピーチ大会場面を提示し、「行為の制限」の必要性と「法による制限」の是非を判断させた。まず、スピーチ大会場面を絵とともに被験者に提示し、次に、スピーチ大会で話す予定の4人を順番に提示した。その4人のスピーチ内容は、暴力、手づかみで食事、歯磨きをサボること、黄色い服を着ること、をする話である。話の中の行為自体は、順番に道徳、慣習、自己管理、個人的領域に属する。この4種類のスピーチ場面の提示順序は、小学生は5つ、中学生は4つの異なる順番でカウンターバランスが取られた。質問は、研究1と同様に「行為の制限(スピーチ大会で話してよいかどうか)」と「法による制限(町のきまりで『大勢の人の前で○○という話をすること』を禁止してよいかどうか)」を4件法で回答させるものであった。法による制限については、なぜその回答を選んだかについての理由も質問した。

(2)質問紙 暴力、手づかみで食事、歯磨きをサボること、黄色い服を着ることの4種類の行為について、重大性、正当化、規則随伴性の判断を求めた。正当化と規則随伴性判断は、領域分類の査定方法<sup>6</sup>である(Smetana, 1993/1995)。重大性は、それぞれの行為をしてよいかどうかについて、「してよい」「してはいけない」

の4件法で回答させた。正当化は、重大性判断において「してはいけない」または「どちらかというとしてはいけない」を選択した場合、「してはいけない理由」を領域の定義に合致した3種類の理由づけの中から選択させた。具体的には、「他人を傷つける、他人がかわいそうだから(道徳領域)」「日本ではそういうことをする人はあまりいないので変だから。マナー違反(慣習領域)」「自分の体が悪くなる、病気になるから(自己管理領域)」である。個人領域に属する行為は「してはいけないこと」ではないので、理由づけには含まれなかつた(よって、重大性判断で「してよい」または「どちらかというとしてよい」と判断した場合、その行為が個人領域に属すると判断しているものとみなした)。次に、規則随伴性は、「その行為をしてはいけない」というルールのない特定の場面でなら「その行為をしてよいかどうか」について、「きまりがないならしてよい(随伴性あり)」と「きまりがなくともしてはいけない(随伴性なし)」のどちらかを選択させた(各領域の定義に、規則随伴性の有無が想定されている)。例えば、暴力という道徳領域に属する行為は、「あきおの通う学校の先生は『教室でクラスのお友だちをなぐってはいけません』というきまりをつくってはいません。あきおは教室でクラスのお友だちをなぐって

TABLE 7 「法による制限」判断の理由づけ分類カテゴリ

禁止してよい	
行為の不許可	行為をしてはいけないので、法律で禁止してよいという判断。 例) 人のことをなぐったら、その人が怪我をしたりするから。
行為の自由	行為は自由であるが、法律で禁止してよいという判断。 例) 自分の好みがあるから、人にそうやって言われても困るし。
その他	上記2つに当てはまらない回答。わからない、という反応。 例) 黄色はいい色だけど毎日着ているとあきるから。
禁止してはいけない	
行為の許可	行為をしてよいので、法律で禁止してはいけないという判断。 例) 黄色は目立つから交通事故とか減らせるとかそういうのがあるかもしれない。
行為の自由	行為は自由であるので、法律で禁止してはいけないという判断。 例) 歯を磨くことは、歯を磨いていい人も磨いてはいけない人もそれぞれだから。
話すこと自体の自由	話すこと自体が自由であるので、法律で禁止してはいけないという判断。 例) 思ったことを発言するのはいいかなっていう…。意見は聞いてあげるべき。
その他	上記3つに当てはまらない回答。わからない、という反応。 例) その人の友だちがいなくなっちゃうから。

<sup>6</sup> それぞれの領域を理解しているかどうかについては、「基準判断(e.g., 一般化可能性、規則随伴性)」と「理由づけ(正当化)」の2つの査定方法が想定されている(Smetana, 1993/1995)。

もよいですか？」と提示した。

**得点化** 「行為の制限」「法による制限」の得点化の方法は、研究1と同じである。「法による制限判断の理由づけ」の回答は、TABLE 7の基準で分類した。これは、スピーチの中の行為とスピーチ自体のどちらに注目しているのか、スピーチの中の行為に注目した場合は行為の是非と行為の自由のどちらの観点から考えているのかを基準とした。回答の25%について独立に評定した2者間の一致率は、90.6%であった。行為の重大性については、4つの行為それぞれについて、「してよい」～「してはいけない」を4点～1点とした。

### 結果と考察

制限判断、重大性の得点、および「正当化」と「規則随伴性」の結果は、TABLE 8、TABLE 9、TABLE 10に示す。

制限判断は単にスピーチの中の行為の重大性判断を反映するのか？領域ごとに、重大性の得点を共変量とした共分散分析を行い、重大性を統制しても学年差が生じるかどうかを検討する。分析に先立ち、傾きと平行性の検定を行い、共分散分析実行の条件を満たしていることを確認した上で、行為の制限について、各場面それぞれの得点を従属変数、重大性得点を共変量

TABLE 8 研究2の制限判断におけるスピーチ内容ごとの平均得点<sup>d)</sup>

スピーチ内容	(SD)		
	小4	小6	中2
暴力	1.19 (0.48)	1.57 (0.86)	1.78 (1.12)
手づかみ	1.94 (1.09)	2.40 (1.19)	2.61 (1.08)
歯磨き	1.29 (0.69)	1.70 (0.99)	2.17 (1.21)
黄色い服	3.03 (0.95)	3.03 (0.89)	2.89 (1.04)

スピーチ内容	(SD)		
	小4	小6	中2
暴力	1.39 (0.76)	1.57 (0.86)	1.83 (1.03)
手づかみ	1.52 (0.77)	2.20 (1.00)	2.69 (1.09)
歯磨き	1.71 (1.10)	1.67 (1.06)	2.39 (1.25)
黄色い服	2.35 (1.11)	3.00 (0.91)	3.03 (0.94)

<sup>d)</sup> スピーチごとの得点を従属変数とし、学年(3)×性(2)×領域(4)の分散分析を行い、研究1の結果が追認できるかどうかを検討した。その結果、スピーチ内容が道徳的問題であるとき最も自由が制限され、道徳以外の領域のスピーチ内容のとき、学年差が大きくなるという結果がおおむね支持された。

TABLE 9 スピーチの中の行為ごとの重大性得点(SD)

行為	小4	小6	中2
暴力	1.13 (0.34)	1.53 (0.57)	1.78 (1.02)
手づかみ	1.74 (0.68)	1.87 (0.78)	1.75 (0.77)
歯磨き	1.48 (0.68)	1.67 (0.71)	1.75 (0.73)
黄色い服	3.52 (0.68)	3.77 (0.57)	3.64 (0.72)

TABLE 10 各行為ごとの領域分類の結果

(a)正当化の回答の人数

正当化の属する領域	暴力		
	小4	小6	中2
道徳	31	29	30
慣習	0	0	0
自己管理	0	0	1
個人	0	1	5
手づかみ	手づかみ		
	小4	小6 <sup>e)</sup>	中2
道徳	1	0	2
慣習	22	21	23
自己管理	6	3	8
個人	2	5	3
歯磨き	歯磨き		
	小4	小6	中2
道徳	0	0	1
慣習	7	4	1
自己管理	23	24	30
個人	1	2	4
黄色い服	黄色い服		
	小4	小6	中2
道徳	0	0	0
慣習	3	2	1
自己管理	1	0	2
個人	27	28	33

<sup>e)</sup> 無回答1名は分析から除外した。

(b)規則随伴性判断の人数

	暴力		
	小4	小6	中2
ある	0	4	9
ない	31	26	27
手づかみ	手づかみ		
	小4	小6	中2
ある	8	6	4
ない	23	24	32
歯磨き	歯磨き		
	小4	小6	中2
ある	17	24	33
ない	14	6	3
黄色い服	黄色い服		
	小4	小6	中2
ある	30	28	32
ない	1	2	4

とした学年1要因の共分散分析を行った。その結果、道徳領域と個人領域において、学年差はなかった(道徳  $F(2,93) = 0.66, n.s.$ ; 個人  $F(2,93) = 0.26, n.s.$ )。慣習領域と自己管理領域においては有意差があり(慣習  $F(2,93) = 3.43, p < .05$ ; 自己管理  $F(2,93) = 5.24, p < .01$ ), 小4より中2がより自由を支持した。法による制限についても、傾きと平行性の検定を行った上で、共分散分析を行った結果、道徳領域において学年差はなかったが( $F(2,93) = 0.85, n.s.$ ), 慣習領域と自己管理領域と個人領域において有意差があり(慣習  $F(2,93) = 12.97, p < .01$ ; 自己管理  $F(2,93) = 3.62, p < .05$ ; 個人  $F(2,93) = 4.11, p < .05$ ), 慣習領域では小4 < 小6 < 中2, 自己管理領域では小4 = 小6 < 中2, 個人領域では、小4 < 小6 = 中2となった。

以上から2種類の制限判断とも、スピーチの中の行為の重大性判断を統制しても、道徳以外の領域で学年差が生じた(個人領域での行為の制限判断は除く)。よって、自由の制限判断は単にスピーチの中の行為の重大性判断を反映するものではないことが示唆された。

#### 制限判断の学年差は単にスピーチの中の行為の領域分類の学年差を反映するのか?

(1)正当化 共分散分析の結果、制限判断に学年差の生じたスピーチの中の3つの行為(手づかみで食事、歯磨き、黄色い服の着用)について、正当化において学年差が生じるかどうかを調べるために、各領域と合致する理由を選択した者と合致しない理由を選択した者の人数比の $\chi^2$ 検定を行った(「黄色い服の着用」は、その行為を「してよい」または「どちらかというとしてよい」と判断した人数を対象とし、逆正弦変換法を使用した)。その結果、回答の割合に学年差はなかった( $\chi^2 = 0.64, df = 2, n.s.$ ;  $\chi^2 = 0.86, df = 2, n.s.$ ;  $\chi^2 = 0.77, df = 2, n.s.$ )。なお、3学年とも、どの行為も領域に合致する理由が最も多く選ばれた。以上から、正当化の点では、領域分類の仕方の学年差が制限判断の学年差を説明する可能性はきわめて低いことが示唆された。

(2)規則随伴性 規則随伴性判断に学年差が生じるかどうかを検討するために、3つの行為それぞれについて $\chi^2$ 検定を行った(「黄色い服の着用」については逆正弦変換法による分析)。その結果、「歯磨き」のみ有意差が見られた( $\chi^2 = 12.81, df = 2, p < .01$ )。このように、自己管理領域において差が生じたので、規則随伴性判断の学年差が制限判断の学年差を説明する可能性は、完全に否定することはできなかったが、単に規則随伴性判断の学年差が制限判断の学年差を反映するという積極的な証拠も得られなかった。なお、歯磨きをサボることをすすめるスピーチにおける制限判断の学年差が、歯磨き行為自体の規則随伴性判断の学年差を反映しているとし

ても、年少者が歯磨きを「道徳領域に属する行為」と思っているためか、加齢に伴う領域区別能力の高まりが影響するためなのかは、現時点では不明である。

**理由づけの分析** 法による制限判断の理由づけ的回答の分類は、TABLE 11のとおりである。 $\chi^2$ 検定を行ったところ、有意であった( $\chi^2 = 49.16, df = 10, p < .01$ )。残差分析の結果、小4生は「スピーチの中の行為が悪いことなので(してはいけないので)禁止してよい」、中2生は、「話すこと自体が自由なので禁止してはいけない」という種類の理由づけが多かった。同じ「禁止してよい」あるいは「禁止してはいけない」という判断でも、理由づけに学年差があることがわかった。この結果は制限判断そのものの学年差の存在を支持するものである。

TABLE 11 「法による制限」判断の理由の回答分類結果  
(人数)

	小4	小6	中2 <sup>a</sup>
<b>禁止してよい</b>			
行為の不許可	80	67	52
行為の自由	6	9	12
<b>禁止してはいけない</b>			
行為の許可	7	9	6
行為の自由	13	18	18
話すこと自体の自由	2	9	35
その他 <sup>b</sup>	16	8	17

<sup>a</sup> 録音の不備により、分析から中2生1名が除かれた。

<sup>b</sup> その他の人数は、「禁止してよい」と「禁止してはいけない」の両方の回答を含む。

#### 総括的討論

本研究では第1に、児童と青年の「言論の自由」の抽象的理解と制限判断について検討した。その結果、本研究における最年少の小4生でも、大部分の者が、抽象的には大切であると考え、特徴を認識していた。言論の自由の意義についての回答は、年少者による日常の会話の文脈での意義づけから、年長者による民主主義や社会の発展という観点からの意義づけに変化した。

制限判断においては、スピーチ内容の領域が考慮され、道徳的問題と抵触するスピーチのときに最も自由が認められなかった。聴衆の属性は判断の際に考慮されなかった。また、次のような発達の様相が示唆された。まず、スピーチ内容が道徳以外の問題であるとき、小学生から中学生にかけておおむね判断に学年差が生じた。研究2において、その学年差は、スピーチ内容に含まれる行為の重大性判断や領域分類の学年差を単に反映する可能性が低いことが示唆された。理由づけ

の分析からも、制限判断自体に学年差があることが示された。また、従来区別されずに調査されてきた「行為の制限」と「法による制限」の判断を整理して検討した結果、小4生、小6生、中2生は、両者を区別して判断しないことが示された。

本研究は第2に、「言論の自由」の抽象的理解のどのような側面が制限判断と関係するのかを分析した。その結果、自由に関する制限判断は、「言論の自由」を大切であると考える量的度によっては予測されなかつたが、学年が高くなり、「言論の自由」を民主主義や社会の発展の観点から意義づけ、自由を制限する法があつても「話してよい」と判断する者ほど、自由の制限を認めない判断をすることが示された。つまり、児童や青年の持つ自由の概念の質的な差が判断に関係することが示唆された。

本研究では、さまざまな場面を提示して、自由を認める程度を調査した。真の人権理解は、自分と異なる思想や自文化の慣習からは逸脱した行為であつても、自由を認めることを必要とすることを考えると、慣習や自己管理のルールを逸脱する内容のスピーチでも自由を支持することが成熟した判断であると想定できる。

では、ルールを逸脱する内容のスピーチにも適用できる成熟した「自由の概念」への発達は、どのような要因に支えられているのであろうか。

Moshman (1993) は、権利の理解は、内容（表現される内容）と形式（表現の自由）の区別が必要であると述べている。これは、道徳、慣習、自己管理のルールを逸脱するような内容と、「話す自由」というもの自体を区別する必要がある、という意味に解釈できる。ならば、成熟した自由の概念を支える要因は、第1に、このような内容と形式を区別する認知能力を考えることができる。年長者は「行為の制限」と「法による制限」を区別して判断できること（研究1）、中2生になると「話すことの自由」自体を理由にあげて自由を支持する者が増える（研究2）という知見もこの想定を支持するものである。

しかし、Helwig (1993) が指摘するように、認知能力自体は成熟した判断に必要な領域特殊の知識を持つことを保証しない。本研究においては、「言論の自由」の抽象的な意義づけの質および「自由を制限する法があつても話してよいかどうか」の判断が、制限判断と関係した。以上から、単に認知能力の発達だけではなく、人権の原理、社会、法律などについての理解（知識）が概念の発達を支える可能性を示唆する。

また、「言論の自由」の意義づけの知見より、概念

は、日常の文脈内で「大切である」と認識されている素朴なものから、日常の文脈から離れた社会的なものに発達していくと推測できる。

今後は、他の場面や他の種類の人権での調査を行い、本研究の知見を一般化する必要がある。そして制限判断の差に影響する要因を明らかにしていく必要がある。このような研究により、自由の制限に関する判断のメカニズムを解明し、「言論の自由」の概念を探求していくことが望まれる。

## 引用文献

- ドゥウォーキン R. 木下 肇・小林 公・野坂泰司（共訳） 1986 権利論 木鐸社 (Dworkin, R. 1977 *Taking rights seriously*. Cambridge, MA : Harvard University Press.)
- 藤田久一 1994 国際法講義II 人権・平和 東京大学出版会
- 深田三徳 1990 自然権と人権論 大橋智之輔・三島淑臣・田中成明(編) 法哲学綱要 青林書院 Pp.160—177.
- Gallatin, J., & Adelson, J. 1971 Legal guarantees of individual freedom : A cross-national study of the development of political thought. *Journal of Social Issues*, 27 (2), 93—108.
- Helwig, C.C. 1993 Commentary. *Human Development*, 36, 41—44.
- Helwig, C.C. 1995 Adolescents' and young adults' conceptions of civil liberties : Freedom of speech and religion. *Child Development*, 66, 152—166.
- Helwig, C.C. 1997 The role of agent and social context in judgments of freedom of speech and religion. *Child Development*, 68, 484—495.
- Helwig, C.C. 1998 Children's conceptions of fair government and freedom of speech. *Child Development*, 69, 518—531.
- 木下芳子 1993 集団決定場面での個人の自由の認識 —予備的研究 埼玉大学紀要 教育学部(教育科学II), 42(1), 47—54.
- Kohlberg, L. 1981 *Essays on moral development : Vol.1. The philosophy of moral development*. San Francisco : Harper & Row.
- Melton, G.B. 1980 Children's concepts of their rights. *Journal of Clinical Child Psychology*, 9, 186—190.

Moshman, D. 1993 Adolescent reasoning and adolescent rights. *Human Development*, 36, 27—40.

中川義朗(編) 1998 現代の人権と法を考える 法律文化社

首藤敏元 1992 領域特殊理論—チュリエル 日本道徳性心理学研究会(編) 道徳性心理学—道徳教育のための心理学— 北大路書房 Pp.133—144.

スメタナ J.G. 首藤敏元(訳) 1995 社会的ルールの理解 M.ベネット(編) 子どもは心理学者 <心の理論>の発達心理学 福村出版 Pp.153—189.

(Smetana, J.G. 1993 Understanding of social rules. In M.Bennett (Ed.), *The child as psychologist : An introduction to the development of social cognition*. Hemel Hempstead : Harvester Wheatsheaf.)

Turiel, E. 1998 The development of morality. In

N.Eisenberg (Ed.), W.Damon (Series Ed.), *Handbook of child psychology*. 5th ed. Vol. 3. *Social, emotional, and personality development*. New York : Wiley. Pp.863—932.

内野正幸 1997 [新版]憲法解釈の論点 日本評論社

### 謝 辞

本論文の作成にあたり、丁寧なご指導をいただきましたお茶の水女子大学教授内藤俊史先生に心よりお礼申し上げます。横浜市立大学教授木下芳子先生、大西文行先生には、ご助言、ご指導をいただきました。この場を借りて感謝申し上げます。また、松任市立北陽小学校田村博久先生、千葉県教育庁栗加均先生をはじめ、調査にご協力くださった諸先生方、児童・生徒・学生の皆様に深く感謝申し上げます。

(2000.5.12 受稿, 11.24 受理)

## *Conceptions of Freedom of Speech in Youth and College Students*

MARI HASEGAWA (GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SCIENCES, OCHANOMIZU UNIVERSITY) JAPANESE JOURNAL OF EDUCATIONAL PSYCHOLOGY, 2001, 49, 91—101

Two studies were conducted to investigate the conception of freedom of speech in youth and college students. Participants in Study 1 were 207 elementary and middle school students (4th, 6th, and 8th grades) and 75 college students. The data revealed that (a) the participants recognized the importance of freedom of speech ; (b) they understood its features in general ; (c) when making judgments, they considered only the content of the speech (moral, conventional, prudential, or personal), and not the type of audience (adults, children) ; (d) there were age differences in judgments among the 4th, 6th, and 8th graders in the content of the conventional, prudential, and personal domains ; (e) they did not differentiate 2 types of judgments (permission for certain speeches and the legitimacy of legal prohibition) ; and (f) judgments were associated with grade in school, justifications used to support freedom of speech in general questions, and judgments about violations of hypothetical laws restricting freedom of speech. The findings of Study 2, in which the participants were 97 elementary and middle school students (4th, 6th, and 8th grades), supported the view that there were age differences in the judgments.

Key Words : human rights, freedom of speech, moral, children, adolescents